

ご購入者各位

株式会社 公論出版
編集部

「自動車検査員教習試験 問題と解説 東北運輸局編 令和8年版」に関するお詫びと訂正

弊社発行「自動車検査員教習試験 問題と解説 東北運輸局編 令和8年版」をご購入頂きまして誠にありがとうございます。

この度『完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて』の変更により、一時抹消登録後の新規検査において、自動車部品が装着されている場合の規定が適用され、保安基準適合証を交付できるようになりました。

それに伴い、本書の解答について一部変更がございます。該当箇所は下記の通りとなり、お詫びするとともに、大変お手数ではございますが加筆訂正をお願い致します。

記

頁	個所	内容	
24 頁 [更新：2026.7.9]	◎正解＆[解説] (傍線部を削除し、 正解9・10・11部の×を ○へ加筆修正)	誤	1…○：2…×：3…×：4…×：5…×：6…○：7…×：8…○： 9…×：10…×：11…× ※9～11：中古新規検査には「自動車部品を装着した場合の取扱い」 の規定は適用されない。この通達による取扱いは、継続 検査等が対象となる。
		正	1…○：2…×：3…×：4…×：5…×：6…○：7…×：8…○： 9…○：10…○：11…○
25 頁 [更新：2026.7.9]	[関係法令] (傍線部を削除)	◆自動車部品の取扱い◆ この取扱いの実施に伴い、 継続検査及び臨時検査における構造に関する検 査並びに 指定規則別表第2に規定する構造に関する検査において、当該自動 車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が当該自動車検査証の記載事項と同一 であるかどうかを視認により検査する場合であっても、下記1に準じた取扱 いとする。こととする。 ▷ この取扱い（緩和措置）は継続検査及び臨時検査において適用される。新規 検査や構造等変更検査、予備検査には適用されない。なお、自動車部品を装 着した自動車の構造・装置に係る道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」 という）への適合性の判断に当たっては、当該自動車部品が装着された状態 において保安基準の各条項に適合していることが必要である。	
163 頁 [更新：2026.7.9] 173 頁 [更新：2026.7.9] 182 頁 [更新：2026.7.9]	模範解答【5】 令和6年度 第2回 問題 令和5年度 第1回 問題 令和5年度 第2回 問題 (傍線部を削除し、×を○へ 加筆修正)	誤	5. ×：（中古新規検査では「自動車部品の取扱い」の規定は適用 されない（この通達による取扱いは継続検査が対象となる））：自 動車部品の取扱い
		正	5. ○：自動車部品の取扱い